

## 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について（帆柱公園駐車施設の管理方法の変更）

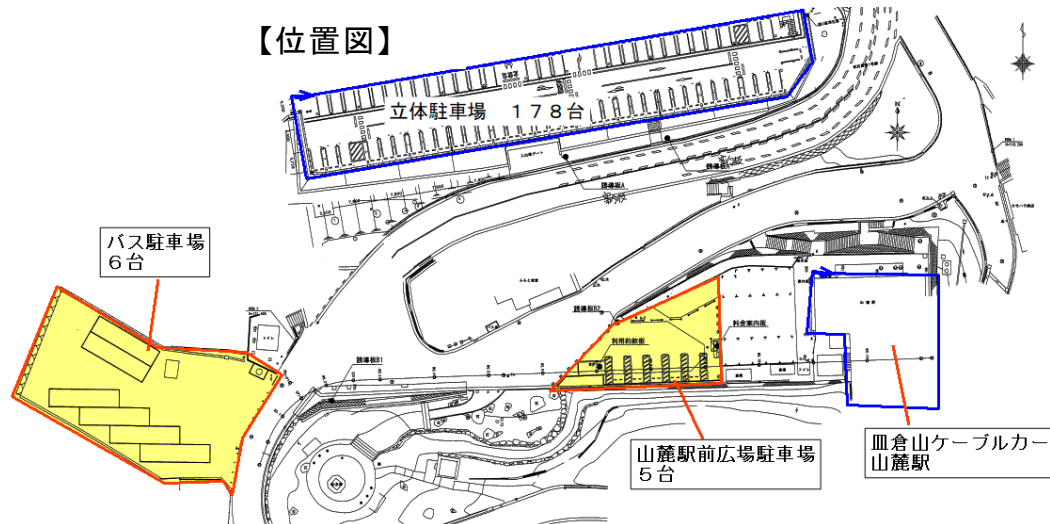
### 1 帆柱公園駐車施設の管理方法の変更について

帆柱公園駐車施設のバス駐車場、山麓駅前広場駐車場について、より一層の効率的な運営を行うため、次のとおり管理方法を変更したい。

	現行	変更後
管理権限	市	皿倉登山鉄道(株)
管理業務	民間委託	（都市公園法の管理許可制度を活用）

これにより、

- ① 観光バスの誘致、利用調整など、皿倉山ケーブルカーと駐車場との一体的な運用
- ② 料金収入を市から皿倉登山鉄道(株)へ変更することによる、同社の収益増加
- ③ 皿倉登山鉄道(株)が無償で管理することによる、市の管理コストの削減を図りたい。



### 2 条例改正について

- (1) この変更に伴い、帆柱公園駐車施設の大型自動車及び中型自動車の使用料（現行：1回あたり1,000円）の規定が不要となるため、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の改正について、令和5年3月議会に上程したい。
- (2) 皿倉登山鉄道(株)の管理に移行した後の駐車料金については、現行の料金を踏まえて同社が定める予定である。

### 3 実施日（予定）

令和5年7月1日